

日立市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を
廃止する条例の制定について

日立市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 12 月 5 日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

日立市高額療養費貸付基金を廃止するため、本条例を制定するもの
あります。

日立市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を
廃止する条例

日立市高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和52年
条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。